

道路防災対策等に関する技術検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「道路防災対策等に関する技術検討会」（以下「技術検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 技術検討会は、道路の災害を防止し良好な道路の保全及び道路利用者の安全性確保のため、異常気象時の事前通行規制区間の運用の検討のほか、大阪府の道路防災対策等において技術的な課題が発生したときに、学術的な領域における専門性及び高度な知見が必要な場合において、外部有識者等の見解、助言や意見交換等を行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 設置期間は、第2条の目的を達成するまでの間とする。

(構成員)

第4条 構成員は、道路防災対策等における技術的課題の解決に向け専門技術的な助言ができる有識者及び関連する分野に携わる行政関係者とする。

なお、有識者を招へいするための報償費及び旅費については、大阪府附属機関条例第三条及び第四条で定める額を準用する。

(運営方法)

第5条 技術検討会の事務局は大阪府都市整備部道路室に置くこととし、事務局が会の招集、開催、運営を行い、事務局が提示する資料等の内容や道路のり面の現地確認を行い、安全性の評価について、構成員の意見を聴取するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、技術検討会の運営に関し必要な事項がある場合は、別途定める。

附則 この要綱は令和3年3月25日から施行する。

この要綱は令和3年4月 1日から施行する。

この要綱は令和4年4月 1日から施行する。

この要綱は令和6年3月25日から施行する。

【有識者】

氏 名	役職等
河井 克之	近畿大学 理工学部社会環境工学科 教授
岸田 潔	京都大学大学院 工学研究科都市社会工学専攻 教授
小山 倫史	関西大学 社会安全学部 教授
古川 愛子	京都大学大学院 工学研究科都市社会工学専攻 准教授

〔敬称略 50音順〕